

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

# ほじん

# 夏

2016

No.693

私の経営哲学—第9回

盛岡法人会 株式会社 岩鑄

## 岩清水 晃

特集 **親族以外の第三者による事業承継**

税制アンケートを実施

全国女性フォーラム福島大会開催

熊本地震への義援金募金活動



公益財団法人 全国法人会総連合





## ようこそ 少年よ、大志を抱け！ その先の道へ。北海道

中井 千尋

第30回法人会全国青年の集いが、本年9月8日・9日の両日にわたり北海道旭川市で開催されます。節目の年に全国青年の集いが私たちの住み暮らすこの広大な地で行われることは、大きな喜びであり、誇りでもあります。

本大会の開催趣旨である「少年よ、大志を抱け！」。札幌農学校初代教頭ウィリアム・スミス・クラーク博士のこの有名なフレーズは、このあと次のように続きます。「少年よ、大志を抱け！ お金のためではなく、私欲のためでもなく、名声という空虚なもののためでもなく、人はいかにあるべきか、その道を全うするために、大志を抱け」

Be Ambitious! Do Action!

クラーク博士をはじめとする国内外の先人たちが大いなる志と強い開拓精神で切り開いてきた北の大地「北海道」に、全国の青年部会員が一堂に

集い、柔軟な発想と志を持って行動していくことを確認しあい、それぞれの地域で法人会活動のプレゼンスを高め、青年部会活動がより質の高い素晴らしいものになることを期待しております。

北海道の山海の珍味、多種多様な名産品を使ったご当地グルメをたっぷりご堪能いただき、そして北海道を代表する自然や地域に根差した各種産業、世界に誇る観光地の数々に触れ、十分に楽しんでいただきたいと思います。本大会が、全国の青年部会活動の充実・発展に寄与しますよう、おもてなしを含めて準備万端整えております。

北海道中央部に位置する道北の文化、政治、経済、産業の中心都市「旭川市」に、大勢の皆様のご参加を心からお待ちしております。

(北海道法人会連合会会長 交洋不動産株式会社社長)

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

# 私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

Akira  
Iwashimizu

## 第9回



## チャレンジと革新、 そして全ては現場から。

岩清水 晃 | 株式会社 岩鋳  
代表取締役社長

*Akira Iwashimizu, President*

岩手の代表的な伝統工芸である南部鐵器。その起源は約400年前、南部藩が茶の湯釜を作らせたことに遡る。以来、重厚かつ格調高い漆黒や茶色の鉄瓶で有名だが、白やピンク、オレンジやパープルなどそれまでのイメージを覆すカラフルでスタイリッシュな急須

が海外で大ブームとなり、最近では国内でも話題となっている。伝統を守りながらも、果敢に革新を続け、今や世界ブランドとなった岩鋳。海外拠点も十数社、ヨーロッパやアメリカをはじめ、「IWACHU」の名は世界で南部鐵器の代名詞となりつつある。

きっかけは25年前。  
パリの紅茶専門店から  
入った1つのオーダー

**Q** 今でこそ、多くの企業が積極的に海外展開を行う時代になりましたが、50年も前から海外進出されていたそうですね。

**A** 50年前は国内の売上げも安定して、いてそれなりに忙しかったので、実は輸出にそれほど積極的ではありませんでした。当初は注文が来れば拒むことなく応じていた、という程度でした。

転機は25年前、パリのお茶屋さん（紅茶専門店）からカラーの急須を作ってほしいと依頼があったんです。紅茶の急須



に南部鐵器を、しかもカラーで？ と私を含め誰もが驚きました。南部鐵器のこれまでの伝統は、と不安視する社員もいましたし。でも、そのお茶屋さんのお願

いはとても強固で、とにかく、一度挑戦してみようか、ということでスタートしたんです。色を作る塗料屋さんと3年くらい研究を重ね、ようやく完成したカラーの急須がフランスの市場に回り、徐々に広がっていきました。フランスからヨーロッパ全土に、その後アメリカにも広がって、今では国内と海外の売上げが半々となっています。そのうちの9割がカラーの急須です。

**Q** カラーの急須は最近日本でも話題ですが、先に海外で広まったわけですね。

**A** 南部鐵器は日本で生まれたものですが、カラーの急須については逆輸入で、注目されてきたのもここ2、3年です。誰よりも私たちがその奇抜な色合に最初はビックリしていました。こんなものが本当に売れるのか、って。でも伝統産業だからと言って、これまで受け継いだ伝統を守るだけでは駄目だということでしょう。海外に展開するにしても、日本にいて、あれこれ言っているだけではなく、現地へ足を運び、その国の環境や文化に実際に触れ、会話をし、初めて相手のことが分かり、何を求めているか、そのニーズにも気づくんです。海外で紅茶を飲む文化は日本とは全く異なり、

日によって急須の種類や色を変えるなど、日本では思いもよらないことが沢山ありました。それ以来、社内では常に「現場主義」ということを口にしていきます。自分たちの狭い常識ではなく、とにかく現場に向いて耳を傾け、相手をよく知ることに。それに尽きるところです。

### 伝統を守りながら チャレンジする勇氣

**Q** 南部鐵器をカラーにする時には、ベテランの職人さんの反対もあったのではないのでしょうか？

**A** 最初、鉄瓶を作っている職人には嫌がられましたね。そんなものを作って果たして売れるのかという議論もありました。ただ、これから50年100年と続けていくことを考えれば、これまでのやり方に固執しているだけでは難しい。伝統を守りながらも、その時代に合ったもの、望まれるものを作っていく、そう話をして職人を説得し、分かってもらいました。

**Q** 新しい事業や商品を生み出せず、苦戦している企業は多いと思えますが、新しいチャレンジを生み出し成功させるには何が必要でしょうか？

**A** 「思い切り」が大切です。あとはブレないこと。目的を持って、それを目指して頑張つてやり続ける。失敗しても折れずに我慢してやり続けることでしょう。チャレンジは「革新」。そのこ

とを常に頭において、突き進むだけです。実は私たちが輸出がグッと伸びたのは8年前でした。国内では少子化が深刻となり経済も伸び悩んできた時代でしたが、25年前に始めた海外向けのカラーの急須をずっと作り続け、その売上げが大幅に伸びたのが8年前だったんです。

**Q** 社長になられてから一番大変だったこと、苦しかったことは何でしたか？

**A** 一番苦労したのは為替ですね。円高で1ドル120円くらいだったのが80円を切ったときは本当に大変でした。また、原材料の鉄鉱石を国内の大手鉄鉱メーカーより購入していますが、その価格も高止まりしてしまったり。ただ、その時は大変ではありましたが、それを乗り越えた今となっては、逆に75円でもやっていけるという自信とノウハウが得られました。良い経験だったと思っています。

**Q** では逆に一番嬉しかったこと、感動したことを教えてください。

**A** 海外では、急須「ティーポット」も南部鐵器でもなく、「IWACHU（イワチュー）」と呼ばれています。社名が代名詞となっているんですが、これは、私たちの商品が世界で認められた証であり、本当に嬉しいことです。これは、10年ほど前から名前を大切に、ブランディングをしっかりとやってきた結果だと思えますが、本当にこれまでずっとやってき

て良かったと思っています。

「ものづくり」は人、  
そしてイノベーション

**Q** 「ものづくり」に何が一番大事だとお考えでしょうか。

**A** キツイ仕事なので、まず人を集めることが大切です。一人前になるまでに20年かかるので、育てることも大変ですが、本人が「好き」というだけでなく、いろいろな要素を持っていないと長続きしない仕事です。

伝統工芸というのは、手法は昔のままでも、時代や場所に併せた「ものづくり」をするということが求められています。ですからチャレンジ精神が大切なんです。



時代に沿って、消費者のニーズや嗜好に合わせた新たな商品を作っていかなければ長続きしません。

実は先日、第一回三井ゴールデン匠賞の授賞式があり、併せてモストポピュラー賞も頂きました。自薦・他薦併せて200近いエントリーの中から選ばれたのですが、受賞理由は伝統産業に革新とクリエイティブなデザインを付加したことが国際的にも認められたということでした。ものづくりは伝統産業であっても従来の常識にとらわれず『チャレンジと革新』によって前へ前へと進むことが何より大切で、そのためにはやはり『現場を見る』ことが重要だと思っています。

**Q** 時代の流れを読み、果敢にチャレンジされている岩鑄さまですが、他に自慢できることは何でしょうか。

**A** 全ての工程を社内で一貫して出来る工場を持っていることです。通常、仕上げは下請け、この工程はこの下請け、デザインも外注、というメーカーが多いのですが、岩鑄では一から十まで全てを内製しています。ですから、目指しているものがブレることなく、いい品質のものができる。あと、南部鐵器メーカーには伝統工芸品だけに特化しているところと、スキ焼鍋やフライパンなど、主に日用品を工場で大量生産するメーカーと、2つのタイプがありますが、うちの場合はたまたま両方の部門を備えています。そこも強みの一つだと思います。

**Q** 伝統があればあるほど、こういったチャレンジがしにくい部分もあると思うのですが、その殻をどうやって破ればいいのかでしょうか。

**A** 南部鐵器は伝統工芸で、最も古いところは400年もの歴史があり、15代、16代と続いています。そんな中で当社の歴史は120年で、実は後発なんです。祖父が始めて私で3代目です。歴史がまだ浅いからこそ、こういった思い切った戦略が出来たのかもしれない。

また、祖父も父も釜師（かまし）でした。ですが、私は実は昔から不器用で工作も苦手。更に喘息持ちで、とても工房で鐵器を作ったりできません。父と祖父を釜師に持つのに、と笑われてしまいました。父と祖父が、その分、経理や総務畑です。と仕事をしてきました。今、経営をする立場になり、職人でなかったからこそ下せた判断もあったかもしれません。発想の切り替えも、新しい挑戦も、職人だったら躊躇っていたかもしれないね。

**Q** 次はどのような挑戦をされるのでしょうか。

**A** そうですね、今人気のカラーの急須がいつまで続くのか、…3年か5年は続くかもしれませんが、10年後を考えた時、新しい挑戦をしなければ、という思いがあります。業績がいいうちに次のことを考える、それが私のやり方です。そのためには海外に行って、現場の声を聞いて考える、まずそこからですね。

## COMPANY PROFILE

### 株式会社 岩鑄

創業	1902年
所在地	盛岡市南仙北2丁目23-9
資本金	9,320万円
業種	南部鐵器工芸品の製造販売



1 400年の歴史を持つ南部鐵器の中でも国の伝統工芸品に認定されている鉄瓶は伝統工芸士が丁寧に手作りしている 2 伝統とモダンが見事に調和した岩鑄のカラー急須は種類もカラーも実に豊富 3 ヨーロッパでも若い女性を中心に人気の「イワチュウ」ブランド



代表取締役社長 岩清水 晃

1944年生まれ。盛岡市出身。1995年、株式会社岩鑄3代目社長に就任。年間100万円にのぼる南部鐵器を国内は勿論、ヨーロッパ、アジアなどで販売する。趣味は旅行。岩手県南部鐵器組合連合会長も務めている。

<http://www.iwachu.co.jp/>



# ストレスチェック制度

## そもそもストレスチェックって何？

2015年12月より法律が改正され、企業には従業員に対してストレスチェックを実施することが義務付けられました。2回目の今回は、制度を取り入れるために具体的にはどのようにチェックするのか、その方法について解説していききたいと思います。

ストレスチェックと聞いて、すぐにピンと来る人は少ないかもしれません。

ストレスチェックとは、心理学の世界では「質問紙法」と呼ばれる自記式のアンケートのようなものです。厚生労働省がHPで公開している実施プログラムもあり、その中で推奨しているアンケートでは、①職場におけるストレスの原因に関する項目、②ストレスによる心身の自覚症状に関する項目、③職場における他の労働者による支援に関する項目、という3つのカテゴリーに分かれた全57項目になっています。全ての質問に回答するには5分ほど時間がかかりますが、従業員は現在の自分自身のストレスの状態を知り、その結果ストレスに対して自身の気づきを促すことを目的としています。

最近1ヶ月間のあなたの状態について伺います。 最もあてはまるものに○をつけて下さい。	ほとんど なかった	時々 あった	しばしば あった	ほとんど いつも あった
活気がわいてくる	1	2	3	4
元気がいっぱいだ	1	2	3	4
生き生きする	1	2	3	4
怒りを感じる	1	2	3	4
内心腹立たしい	1	2	3	4
イライラしている	1	2	3	4
ひどく疲れた	1	2	3	4
へとへとだ	1	2	3	4
だるい	1	2	3	4
気がはりつめている	1	2	3	4
不安だ	1	2	3	4
落ち着かない	1	2	3	4
ゆううつだ	1	2	3	4
何をしても面倒だ	1	2	3	4
物事に集中できない	1	2	3	4
気分が晴れない	1	2	3	4
仕事が手につかない	1	2	3	4
悲しいと感じる	1	2	3	4
めまいがする	1	2	3	4
体のふしづしが痛む	1	2	3	4

世に出回っているストレスチェックには、他の項目を合わせたものもありますが、今回の法改正によるストレスチェックでは、性格検査や適性検査を含めることは不適当とされています。事業主としては、調査項目を増やして同時に様々なことも把握したいと思われるかもしれませんが、今回のストレスチェックに含めないほうがよいでしょう。仮に含めた場合は、従業員の同意なく個々の結果を見ることができなくなってしまいますので注意が必要です。

ストレスチェックでは、質問項目に対して今の状態を4～5段階に区分し（たとえば「そうだ」「まあそうだ」「ややちがう」「ちがう」等）回答していきます。飲食店や宿泊施設に置いてあるアンケートを思い浮かべていただければイメージしやすいと思います。それらのアンケートと異なるのは、ストレスチェックは標準化されていて統計学的に処理され、自身のストレス状態を数値化できるということです。標準化とは、数字の1点が全国的に同じ意味を持ち、どこでもデジタルな評価を得られるのです。

自分の心の状態を客観的に把握するのは難しいですが、このストレスチェックを実施すれば、「今日は〇点ぐらい落ち込んでいる」「今日は気分がすぐれないが、昨日よりは〇点状態は良いようだ」など把握できるようになります。

企業にとっては集団的分析と呼ばれる全体の集計結果を確認することで、自社の従業員のストレス状況を客観的に把握することができるというメリットもあります。業務量には差がないのに、ストレス反応に大きく差がある部署がある場合は、その差を検討することにより、社内での問題解決策の糸口につながることもあるでしょう。

## 植田 健太(うえだ けんた)

Office CPSR 臨床心理士・社会保険労務士事務所代表。(一社)ウエルフルジャパン理事。産業能率大学兼任講師。NHKでのコメンテーター経験も持つ。





# 親族以外の第三者による 事業承継

### はじめに

中小企業のが国経済に占める重要性を考えると、中小企業の実業承継が円滑に行われることは、わが国経済の活力を維持し、将来に向かって成長し続けるために必要不可欠である。

中小企業の実業承継は、通常はオーナーの子供や親族による事業承継が一般的である。このため政府も、中小企業の実業の円滑な承継のため、民法の遺留分制度の特例制度や、株式や事業用資産の買取資金調達のための政府関係金融機関による融資制度を定める中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）（以下、「経営承継円滑化法」という）を制定。併せて、租税特別措置法に相続税・贈与税の納税猶予制度を定めるなどして、支援を行ってきた。

しかし、最近ではオーナーの子供や

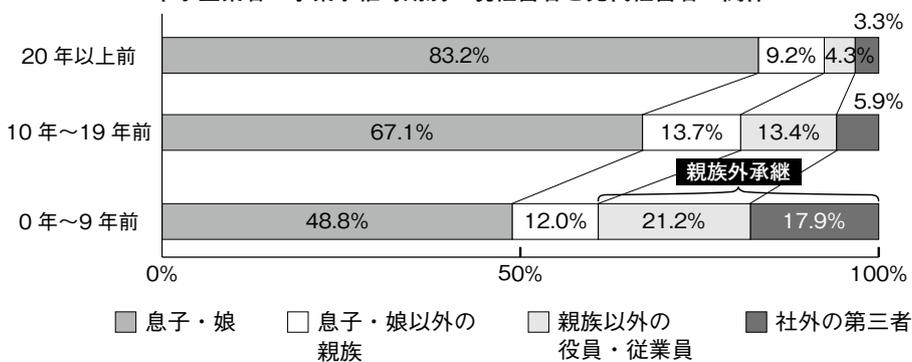
親族による事業承継は、事業承継全体の6割程度にまで下がってきており、オーナーの子供や親族以外の者による事業承継のウエイトが4割程度になっていると言われている。

オーナーの子供や親族以外の者による事業承継の形態としては、従業員が経営者となったり、外部から経営者を招聘する場合のほか、他社に事業を購入してもらったり、他社と合併するいわゆるM&Aの場合がある。

このような事態に備えるため、最近政府は民法の遺留分制度の特例制度の対象に、オーナーの親族以外の者を加える等の経営承継円滑化法の改正を行ったところである。

本稿は、このような親族以外の第三者による事業承継が行われる場合の問題点や留意事項について、解説するものである。

中小企業者の事業承継時期別の現経営者と先代経営者の関係



資料：2013年版中小企業白書の掲載資料を基に作成。（注）本表のデータの調査時点は2012年である。  
【出典】2016年版中小企業白書・小規模企業白書 第6節事業承継の現状と課題 (p.102)

### 親族外承継の問題点と留意事項

従業員や外部の者がオーナーから事業を承継する場合には、当然ながら当該従業員や外部の者が当該事業を継続し、発展させていくだけの能力と意欲を有していることが前提となる。だが、まず、そのような人材を容易に確保できるかどうかという問題がある。

そのような人材を確保できたとした場合、次に問題になるのはそのような者が株式や事業用資産をオーナーから買い取るだけの資金力を有するかどうかと言う点である。通常、中小企業のオーナーは金融機関からの借入金がある場合、連帯保証人になっているのが一般的であるため、オーナーの連帯保証債務を引き継ぐ覚悟を有しているかどうかという問題も生じる。またオー

一般社団法人日本中小企業  
経営支援専門家協会(JPBM)  
副理事長  
弁護士 志田康雄

ナーは、金融機関からの借入金について連帯保証人になっているだけでなく、その私有財産を担保に供していることが多いため、オーナーの提供している担保に代わる担保を事業承継者が提供できるかどうかということも問題になる。

事業承継者がオーナーから株式や事業用資産を買収する資金を調達する手段としては、金融機関からの借入れがある。ただし担保に供する財産を有していないサラリーマンである場合は、そのような借入れを行うこと自体容易ではない。このような事態に対処するため、経営承継円滑化法では、政府の信用保証制度の拡大や、株式や事業用資産の買取資金を政府関係金融機関が貸し付ける制度が設けられている。しかし、いずれにしても明確な返済の目途がない限り、利用できないことには変わりはない。

オーナーの連帯保証人の地位を引き継ぐためには、金融機関がそれに応じてくれることが前提となる。だが、オーナーと異なり、担保となり得る財産を有しない者が連帯保証人になっても、オーナーが連帯保証人の地位から離脱することは認めない金融機関があるのが実態である。金融機関の立場からすると、貸付金の保全力の低下は一般的には認めがたいことであるからだ。

また、事業の承継者本人も企業の借入金について保証債務を負うことは、場合によってはマイホーム等を手放すことになりかねないため、家族を含めて大きな抵抗感があるところである。

仮に、金融機関が連帯保証人の差し替えにに応じてくれても、オーナーの私有財産に設定された担保権については事業承継者が新たな価値のある担保を提供しない限り、その解除に素直にに応じてくれる可能性は低いのが一般的である。

もちろん、事業自体の収益力が高く将来の見通しが明るい事業であれば、そもそも経営者の連帯保証自体を求めないこともあり得るので、そのような事業の場合は、前述のような問題はないであろう。

以上のことから、オーナーの親族以外の者が事業承継者になることは、一般的にハードルが高いと言わなければならない。

したがってオーナーに適切な承継者がいない場合には、従業員の中の優秀な者に経営を担ってもらい、オーナーの子供等の親族は、相続により取得した株式や事業用資産をそのまま保有し、連帯保証人の地位も相続により承継するが、その見返りに配当等を増額してもらったり、会社に株式や事業用資産

の一部買取りに応じてもらうという方法もあり得るのである。いわゆる所有と経営の分離である。

ただ、この方法はオーナーの親族が、一度に株式等売却することができない場合にとられる過渡的な方法であるとも考えられる。オーナーの親族以外の者を含めて明確な事業承継者がいない場合には、最終的には次に述べるようなM&Aに収れんしていかざるを得ないと考えられる。

## M&Aの方法による事業承継

従業員や外部の者による事業承継が難しい場合は、結果的に事業自体を売却し、新しい経営者の下で事業を継続するという道を選択せざるを得なくなる。この場合にはオーナーは経営者ではなくなるが、事業自体は継続され、従業員の雇用も継続されることになる。

M & A : Mergers (合併) and Acquisitions (買収) の場合、オーナーは対価として現金を取得するか、売却先の企業の株式を取得することになる。その額は通常、純資産価額に営業権の価額を加算した価額などをベースに算定される。

株式を売却してしまえば、事業との

関係は通常は終了してしまうと思いがちである。だが、オーナーが連帯保証人している場合は、株式の売却時に売却先や金融機関との話し合いにより、連帯保証人の地位を離脱しておかなければ将来、金融機関の債務が返済されなかった時に、連帯保証責任を追及されることもある。

したがって、M&Aの場合も売却先にオーナーが連帯保証をしている金融機関債務の借り換えを行ってもらい、その上でオーナーの連帯保証債務が外れるように措置することを、売却の条件とするなどの配慮をしておくことが必要である。

## 結び

以上のように、親族以外の者による事業承継の場合も、株式等の買取資金の調達、連帯保証債務の処理のための金融機関との交渉、M&A先の発掘、売却交渉等専門的な領域にわたる事項が多い。ある程度の期間をかけて慎重に、かつ計画的に処理をしていくことが必要になってくる。そのためには、専門家によく相談して十分に練った事業承継計画を策定するとともに、時間的にも十分に余裕をもって、計画の実行にあたる必要がある。

# 税制アンケートを実施

## 1万千人が回答

全法連では、平成29年度税制改正提言の取りまとめに資することを目的として、今回で17回目となる税制アンケート（設問数は13問）を実施した。3月中旬に各単位会を通じてアンケート用紙を発送し、5月20日をもって集計を締め切った。

回答者数は11189人（昨年度比11%増）であり、回答者の内訳は税制委員18%、役員50%、一般会員32%。産業種別の内訳では、建設・土木・不動産26%、卸売・飲食・小売業23%、製造業21%、サービス19%、その他11%となっている。なお、回答者のうち約70%の企業は前事業年度が黒字申告であった。

また、一般会員を主な対象とした簡易版アンケート（設問数は5問）も同時に実施したところ、回答者数は7193人であった。

### ◆法人税

平成28年度改正において、法人実効

税率20%台への引き下げが実現した。

今後の法人実効税率のあり方を聞いたところ、「さらなる引き下げを求める」61%、「さらなる引き下げは当面必要ない」27%であった。

また、中小法人課税の適用範囲（現行・資本金1億円以下）の見直しを検討されていることについて質問したところ、「資本金と資本金以外の別の指標を組み合わせて判断すべき」51%、「現行どおり資本金1億円以下を基準とすべき」29%、「資本金で判断するが、1億円の基準を引き下げるべき」11%であった。

### ◆消費税

消費税の軽減税率制度について、事業者の立場としての意見を聞いたところ、「導入は望ましくくない」43%、「導入はやむを得ない」30%、「導入は望ましい」は20%であった。

また、軽減税率が導入されるに際し、懸念される点を複数回答で聞いたところ、

「複雑な経理処理」61%、「ソフトウェアの変更や新規購入」46%、「事務負担の増加による人件費の負担増」33%が上位を占めた。

なお、消費税率が10%に引き上げられた場合、価格転嫁の見込みについて質問したところ、「全額転嫁できる」39%、「大部分は転嫁できる」33%に対し、「一部しか転嫁できない」10%、「全く転嫁できない」7%であった。

### ◆事業承継税制

会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか聞いたところ、「子に事業承継する」46%、「子以外の親族に事業承継する」6%であった。一方、「親族外に事業承継する」9%、「まだ考えていない」が24%であった。

また、事業承継税制のあり方についての質問では、「欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設」が40%、「生前贈与制度のさらなる拡充や納税猶予制度のさらなる改善」が29%となっており、「これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視すべき」は7%であった。

### ◆所得税

現行の配偶者控除について質問した

ところ、「配偶者控除を存続すべき」66%、「廃止を含めて見直すべき」26%であった。

### ◆固定資産税

固定資産税のあり方については、「負担感が重く、軽減の方向で見直すべき」が56%と多く、「現状程度の負担でよい」は35%、「地方の基幹税として課税強化を図るべき」は3%であった。

### ◆地方の行財政改革

地方の行財政改革について、特に優先すべき課題を2つ選択する方式で質問したところ、「地方公務員給与の適正化など行政のスリム化」45%、「地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立」44%、次いで「国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲」42%の順であった。

### ◆社会保障制度

今後の社会保障の給付と負担のバランスについて聞いたところ、「給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する」38%、「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない」35%、「給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす」12%であった。

# 第11回

# 法人会全国女性フォーラム 福島大会が開催される



式典で挨拶する吉田啓子会長

第11回「法人会全国女性フォーラム」が4月14日（木）、福島県郡山市のビッグパレットふくしまで開催され、全国から法人会女性部会員約1800人が集まった。

東北での女性フォーラムは、2011年に開催予定であった宮城大会が震災により中止となったため、初めての開催である。

大会キャッチフレーズは、「心ひとつに 伝えよう 繋ごう 創ろう 福島から」。

第一部の記念講演は一般公開され、地元福島のフリーアナウンサーである大和田新氏が「伝える事の大切さ、伝わる事のすばらしさ」と題して講話を行った。大和田氏は、東日本震災直後から被災地に足を運び、福島県の現状をきめ細

かく伝え続けており、講演の中でも福島の声の声を伝えるとともに、参加者に支援を呼びかけた。

第二部の式典には税務当局、関係団体等から多数の来賓が出席。福島県連女連協の藤田昭子会長による歓迎の挨拶に続き、主催者である全法連女性部会連絡協議会・吉田啓子会長、全法連の池田弘一会長が挨拶を述べた。

また、来賓を代表して、川嶋真・国税庁課税部長、内堀正雄・福島県知事、品川萬里・郡山市長の3氏から祝辞があった。

その後、福島県内各単位会の女性部会による社会貢献活動や、租税教育の様子が映像で紹介され、全法連女連協・小山ミヨ副会長により大会宣言が読み上げられた後、大会旗が次回開催地である鹿児島県連女連協・林美智子会長に伝達された。

式典終了後には同施設内の会場で懇親会が盛大に行われた。福島県連の猪狩正明会長による開宴の挨拶に続き、小原昇・仙台国税局長の乾杯で懇親会がスタートし、全国の女性部会会員が地元福島産食材の料理や地酒を愉しみながら交流を図った。

懇親会では、アトラクションとして下郷町のよさこいグループ・郷人や、地元いわき市のスパリゾートハワイアンズのフラガールによるパフォーマンスが披露された。最後に、次回開催地

である鹿児島県連によるPRが行われ、閉演となった。

施設内の1階では、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が展示され、平成27年度全法連女連協会長賞として表彰された作品12点と、全国の単位会から代表作品の約390点が展示され、来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。

来年は、4月7日（金）に「第12回法人会全国女性フォーラム 鹿児島大会」が、鹿児島市の城山観光ホテルで開催される予定である。

平成28年熊本地震で被害を受けられた  
皆さまに心よりお見舞い申し上げます。  
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。  
全国法人会総連合では被災地の  
復旧・復興に向けて、全国各地の法人会と  
連携して支援してまいります。

# 税に関する 絵はがきコンクール

全国の女性部会が租税教育活動の一環として取り組んでいる、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の平成27年度全法連女連協会長賞12作品が3月に決定した。

各単体会、県連で選ばれた優秀作品の内、局連の代表作品1点（東京局は2点、沖縄事務所は1点）の12作品が、全法連女連協会長賞として表彰され、今年も4月に開催された全国女性フォーラムの福島大会において展示された。また、5月には12作品を掲載したリーフレットが作成され、全国の法人会に配布されている。

「税に関する絵はがきコンクール」は、以前から各地の単体会で取り組みが進んでいたが、平成21年度から全法連女連協の事業としてスタートした。当時の実施会は89単体会と全国の女性部会の20%程度であったが、平成24年度からは国税庁後援事業となり、平成27年度の実施会は396単体会、実施率も90%を超えるまでに至った。応募作品も17万点を超えている。

全法連女連協としては、今後も法人会女性部会の租税教育活動における中核事業として、全会での実施を目指し更に取組を強化していく予定である。

## 全法連 女連協会長賞



### 東京局



★ 東京「世田谷法人会」  
世田谷区立祖奨小学校 6年生  
下間 陽花 さん

### 関東信越局



★ 群馬「桐生法人会」  
桐生市立南小学校 6年生  
今泉 涼 さん

### 沖縄



★ 沖縄「沖縄中部法人会」  
沖縄市立リコザ小学校 6年生  
大城 怜士 さん

### 熊本局



★ 鹿児島「南薩法人会」  
南さつま市立坊津学園小学校 6年生  
栗野 礼那 さん

### 東京局



★ 千葉「船橋法人会」  
船橋市立栗田台小学校 6年生  
野村 流生 さん

### 金沢局



★ 富山「富山法人会」  
富山市立山室小学校 6年生  
福田 結羽 さん

### 仙台局



★ 宮城「大崎法人会」  
美里町立青生小学校 6年生  
渡部 啓人 さん

### 札幌局



★ 北海道「函館法人会」  
函館市立深輪小学校 6年生  
大隅 守 さん

### 福岡局



★ 福岡「福岡中部法人会」  
福岡市立善園小学校 6年生  
満塩 陽奈子 さん

### 高松局



★ 香川「大川法人会」  
さぬき市立石田小学校 6年生  
山下 光里 さん

### 広島局



★ 広島「広島東法人会」  
私立広島三育学院小学校 6年生  
松下 健一 さん

### 名古屋局



★ 愛知「名古屋中村法人会」  
名古屋市立千成小学校 6年生  
岡崎 万美子 さん



## ゴールデンウィークに 熊本地震への義援金募金活動

【前橋】前橋法人会（群馬）女性部会では、熊本地震で大きな被害を受けた熊本をはじめとする、九州地区の被災者支援を目的とした「熊本地震災義援金募金活動」を行った。この活動は、4月29日に前橋市内の「敷島公園」、5月4日には同じく市内の「群馬フラワーパーク」で実施。井上部会長をはじめ、2日間

で女性部会員延べ30人が参加し、子ども連れ・家族連れで賑わう休日の観光施設で募金を呼びかけた。募金に応じてくださった方には、全法連作成の「絵はがきコンクール」ポケットティッシュを差し上げ、法人会活動のPRにも寄与。女性部会員たちの熱心な呼びかけに、多くの方々から温かい支援があり、33万8千25円もの募金が集まった。この義援金は、地元の上毛新聞社を通じて被災地に送られた。



## 税の絵本作り体験

【秩父】秩父法人会（埼玉）女性部会では、昨年から始めた「税の絵本作り体験」事業を今年はスイミングスクール内の学童保育所で小学3、4年生25人を対象に開催した。前半は2月22日で、最初に税金のDVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映。児童たちは税金がある場合と無い場合の違いを興味深そうに見たあと、税務署の担当官から税の話聞いた。それから絵本作り講師が各自に用紙を渡して、自分で思いついた税の絵を描いてもらうよう絵本作りを指導。一週間後の後半では、描かれた絵をグループごとにまとめて実際に絵本作りを行い、仕上



げに表紙と自分たちの名前を書いて、4冊の素敵な絵本が出来上がった。女性部会ではこの事業を継続するとともに、今後は開催機会も増やしていきたいと考えている。

## 「夢への第一歩」 中学生が白熱討論

【板橋】2月20日、板橋区立高島第二中学校体育館で、板橋法人会（東京）青年部会主催の新規社会貢献事業「夢への第一歩」わたしのアイデアが形になる」が行われた。2011年の中学生時に3人で起業した株グループの現役女子高校生CEO仁禮彩香さん

や、「わさび工房」でお馴染みの山芳製菓(株)代表取締役会長兼社長の山崎光博氏を招き、中学1年生100人を対象にアントレプレナー教育とポテトチップスの商品開発の討議が繰り広げられた。部会員にPTA関係者がいて実現したこの企画はテレビ取材も入り、生徒からさまざまなアイデアが提案され白熱した授業となった。大好評だったため今後は毎年行うことに。日ごろから社会貢献活動に力を入れていく青年部会は創立40周年を迎え、11月18日には板橋文化会館で周年記念イベントを開催する。小・中学生向けの租税ミュージカルは入場無料となっております。広く来場を呼びかけている。



## 租税教室講師 認定制度スタート

〔川口〕 川口法人会（埼玉）では、次の三つの狙いを掲げ、租税教室の講師及びアシスタントの経験や、教える力と教材づくりへの参画を評価し、それらを認定するS-Tax (School-Tax) 制度をスタートさせた。

①次世代を担う子供たちに租税の目的と役割を教えることを通じて、法人会員の経営者として社会的使命を果たすことの象徴を表す。

②講師参加者へのリスペクトを表し、誇りとステータスを持てるものとする。



③講師や講師アシスタントへの志願を促進し、租税教育体制充実の一助とする。

税制委員長が推薦し会長が承認すると認定証とバッジを授与。ランクは、講師養成指導かつ教材制作・説明手法等に参画した者をプロフェッサー（金色）、講師5回以上かつ教材制作・説明手法等を提案している者をシニア・レクチャー（銀色）、またアシスタント3回以上でプロフェッサーから推薦された者をレクチャー（銅色）、そして講師アシスタント（若葉色）の4種類。年数回、講師、アシスタント、講師志願者を対象に研修会を実施し模擬実習形式で修得、毎年4月には理事会終了後に租税教室講師認定授与式を行う。4月21日には第1回租税教室認定式で20人を認定、今後もより多くの租税教室への講師の参画を促したい。

## 東京マラソンに参加 イータ君が走ってPR!

〔江戸川北〕 2月28日の『東京マラソン2016』に、江戸川北法人会（東京）青年部会員2人がチャリティーランナーとして出場した。この時季はまさに確定申告期間の真っ只中。e-TaxのPRのため、イータ君帽子をかぶり42.195kmを激走。沿道からの「あつ、イータ君だ!」という声援も多く、ランナーも観客に手を振りなが



ら楽しく走った。当日は、他の部会員も早朝から浅草雷門前に集結し、イータ君とともにランナーたちを最後まで全力で応援した。イータ君は何度もテレビ中継され、e-TaxのPR効果も高かったと思われる。なおチャリティーランナーとしての寄付金20万円は、『東日本大震災復興支援事業』に寄付させていただいた。

## 第3回税制クイズ大会

〔伊勢〕 伊勢法人会（三重）青年部会では、小学生への租税教育活動の一環として1月23日に税制クイズ大会を開催した。伊勢市ハートプラザみその多

目的ホールに管内（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡）の小学生169人、応援の保護者を合わせ約300人が来場し、予選会、敗者復活戦、本選会を行った。予選会は友達同士相談して解答できるなど1問でも多く参加できるようにしたほか、大会終了後には抽選会も実施し最後まで楽しめるよう工夫。当日は、税制博士として伊勢税務署福田統括官による解説や税金の話もあり、税金の大切さを楽しく学んでもらった。今年は小規模会場での実施となったため参加人数が100人ほど少なかったが、児童たちの自信満々な表情や不安な様子、また正解発表に一喜一憂するわが子を祈るように見守る保護者等た



いへん間近に感じられた。会場には伊勢市の観光PRキャラクターはなてらすちゃんや、伊勢市観光協会キャラクター伊勢まいりんくんも登場し、一層盛りあがった税制クイズ大会となった。

## 300年以上の歴史ある 壇尻屋台に敷物を寄贈

〔高田白木〕 高田白木法人会（広島）

は社会貢献活動の一環として、約340年間続く『吉田子ども歌舞伎・壇尻屋台保存会』に敷物を寄贈した。安芸高田市指定無形文化財でもあるこの『だんじり屋台』は、延宝二年（1674）に河野与三郎が、京都祇園祭りの山鉦を見習って創めたといわれている。

毎年5月5日の「市入り」には、郡山城麓の清神社（毛利元就の祈願所として知られ、現在はサンフレッチェの必勝祈願所でもある）の神輿の御幸に供奉して2台の壇尻屋台が出される。街中を練歩く3畳ほどの屋台上で3人の地元中学生が美しい衣装で歌舞伎を熱演するのが話題で、広島市のフラ

ワーフェスティバルや、昨年10月には広島東照宮の200年ぶりの正式復興した「お通り御祭礼」にも参加した。

豪商、竹野屋河野与三郎は、寛文・延宝年間（1661～81）の飢饉災害凶年時に、困窮する人々に鍬や鋤を使わず竹の「へら」で池を掘らせ名園を



造る救済事業を敢行。藩主巡行の際に度々休息所とされた竹野屋は「観古亭」と呼ばれたと言う。地域づくりに携わった偉人が創設した祭りとして先人の功績を称えつつ、行事を絶やさず持続していきたい所存である。

## 第18回異業種交流会で 谷田昭吾氏講演会

〔坂出〕 3月25日、坂出法人会（香川）宇多津支部が経営支援事業の一環である異業種交流会をセント・カテリーナで開催、75人が参加した。今回は「経営に直結する話が聞きたい」との声に応え、ヘルスケアオンライン(株)の谷田



昭吾氏を招き『タニタの成功法則』タニタを世界No.1へ導いた『経営の秘訣』とは』という演題で講話いただいた。参加者からは「自分と照らし合わせ易い内容で、わかりやすかった」、「心構えや思考の仕方について多くのヒントがもたらえた」と大好評で、その後の交流会には谷田先生も出席され、名刺交換や意見交換などの交流が図れた。

## 長崎招待ラグビーで 税金教室を開催

〔長崎〕 2019年に開催されるラグビーW杯の準備キャンプ地に決定している長崎市は、幼稚園からラグビース

クールに通う児童もいるほど、ラグビーが盛んな地域。長崎法人会青年部会は4月16日、総合運動公園陸上競技場で行われた長崎県ラグビーフットボール協会主催の『第40回長崎招待ラグビー』の休憩時間を利用して、「税金を学ぼう教室」を開催した。これは社会貢献及び租税教育活動の一環で、参加した子供たちは観戦に訪れた小学5、6年生と一般公募などを含めた約100人。会議室で「マリンとヤマト 不思議な日曜日」のDVDを視聴後、一億円レプリカも使いながら税の大切さや使われ方を学習。教室での授業とは一味違う雰囲気の中で、楽しみながら税に関する理解と関心を深めた。



# 皆保険を脅かす高額医薬品 急がれる財政との折り合い

M・K

厚生労働省が高額医薬品の「費用対効果」の検証に乗り出した。政府内には「高額医薬品を保険から外すべきだ」との意見まである。このまま増え続ければ公的医療保険の財政がパンクするとの懸念だ。だが、保険外となれば、多くの人は使用できなくなり反発は必至だ。医療技術の進歩と財政の両立をどう図るのか。今こそ、知恵が求められる。

## 患者1人で年3500万円

高額医薬品の保険適用の是非が、医療制度改革の焦点として浮上した背景には、「分子標的薬」と呼ばれる癌治療薬などが登場し、薬価が急騰したことがある。

さらに、新タイプの癌免疫薬が拍車をかけている。「オプジーボ」の場合、体重60キログラムの患者は年間約3500万円かかるとされる。

一般的なサラリーマンなどには手の届かない額だが、日本の医療保険制度には患者自己負担額に上限額が設けられており、多くの人が使用できる。ただ、3500万円との差額は税金や保険料から支払われる。オプジーボの想定患者数は5万人とさ

れ、仮にそのすべてが使用したとすると、単純計算で総額1兆7500億円だ。

こうした高額の薬が次々と開発されれば、公的保険にとつて大きな財政上の脅威になるといってわけである。頭を悩ませた厚労省が対策の第一弾として打ち出したのが、販売額が当初の予想を大きく上回った場合、価格を下げる新ルールへの導入だ。

## 新薬の保険適用外しも検討

とはいえ、高額医薬品の価格を極端に下げるわけにもいかない。そこで政府内で検討されているのが、新薬の公的医療保険適用の是非の判断基準に「経済的な視点」を取り入れようとの構想である。

日本では、開発された新薬は臨床試験で安全性や有効性などが確認されると、公的医療保険の適用となる。価格が高いからといって、認められないということはない。

こうした「常識」を改め、生存年数や生活の質（QOL：Quality of Life）などによって「費用対効果」を評価し、適否を決めようという。

試験的に、オプジーボを含む医薬品7品目と医療機器5種類を選定。製薬会社から効果に関するデータの提供を求め、国の専門家組織が効果に比べて「割高」と判断すれば、2年ごとに行われる診療報酬改定（次回は2018年度）で「適正価格」に下げることとした。

厚労省には、これを医療費抑制策の柱にしたいとの思惑もある。

だが、それでは個人の経済的事情によって「受けられる医療」に差がつくことになる。お金持ちしか使えない薬が増えれば、国民皆保険の否定にもつながる。有効な治療方法がなく、新薬開発に望みをつなぐ患者

にとつては命に関わる問題だ。

専門家には「高齢患者の延命のための使用を制限すべきだ」との意見もあるが、特定の年齢による一律の「線引き」を制度化するのはさらに難しい。その判断は、個々の死生観に委ねるべきものであろう。

一方、製薬会社への目配りも必要だ。利益を確保できない仕組みとなれば次の新薬開発ができず、開発意欲が削がれることとなる。開発しても保険適用されないとすれば、日本市場に見切りを付け、新薬の承認申請自体を避けることにもなりかねない。画期的な薬が誕生しても、日本だけ使用できないこともありうるということだ。

保険で受診できる医療水準をどこに置き、どこまで国民負担を求めめるのか。肝心なのは、その「折り合い」の付け方である。少子高齢化で医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、結論をいつまでも先延ばしできない。国民的議論を深めることが急がれる。

5月10日、パナマ文書の内容が一部公表され、全貌はわからないものの、少しずつタックスヘイブンの実態が見え始めてきました。今後さらなる解明が進むと思いますが、世界的に改めてタックスヘイブンの存在が問い直され、税の公平性が進んでいくことを期待しています。この問題に関して筆者は次のように考えています。

第1に、リストに名前が出ただけで善悪を決めつけるということは早計です。冷静に個々の中身を吟味して、法を犯した脱税かどうか判断する必要があると思います。

企業の場合には、会社設立が容易で安価という税制以外の要因でタックスヘイブンを活用する場合も多く、またペーパーカンパニーに利益を留保していれば、わが国のタックスヘイブン対策税制が適用されるので、適正に納税されている可能性もあります。

一方で個人の場合には、麻薬・汚職資金のマネーロンダリングなどに使われることが多いと思われませんが、わが国の場合そのようなニーズは多くはないでしょう。多いのは、名前を出せない（匿名性）投資とか相続税を逃れるための活用でしょう。その場合、日本居住者である以上この国で所得を得ても日本に納税する義務を負うので、

脱税の問題が生じてくるでしょう。

わが国では、2014年から国外財産調査が導入され、5000万円を超える国外財産を保有する日本居住者は、財産の中身を記載して税務署に提出する義務が生じました。故意の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役刑が科

# パナマ文書と タックスヘイブン

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

せられる大変重い規定です。この調査の提出枚数は13年分5639枚、14年分8184枚と低調で、未提出が相当数いると言われています。国税当局は、まずはこの調査を提出しているかどうかを問うことになるでしょう。もちろん2016年から導入された財産債務

調査の提出内容も問題になります。

2番目に、タックスヘイブンの問題は、かねてからOECDEを中心に様々な対策がとられてきたということですが、08年のリーマンショック時に、大量の投機マネーがタックスヘイブン経由で流れ世界経済を混乱させたこと、12年には英国スタールバックスの租税回避が

## 税論

英国市民の不買運動につながったこと、この2つの出来事から、先進諸国が協力して対処しようという機運を醸成しました。17年からは、タックスヘイブン国も巻き込んで自動的情報交換を行う仕組みを作ったところですが（日本は18年から実施）。

この問題の本質は銀行機密です。

タックスヘイブンに作られているのは、いわば空っぽの箱です。実際にお金の出入りを管理しているのは、スイスやルクセンブルクにある民間銀行で、その口座内容を開示させなければ真の所有者を特定し課税することはできません。ロシアのマトリョーシカ人形のように入れ子構造になっており、真の所有者にたどり着くまでには大変な努力が必要となります。

そこで、この問題の解決には、タックスヘイブンを含めた各国が徹底してさまざまな情報を交換することが不可欠です。本年4月、米国ワシントンDCで開催されたG20会合では、「法人と法的取極めの実質的所有者情報について、金融の透明性も含めて新たに効果的な基準を作る」ことが合意されました。そしてその目的は「腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するため」とされています。

つまり今後この問題は、脱税という観点だけでなく、マネーロンや麻薬マネー、テロ資金も含む資金の解明という形で大きく発展していくと思われる。わが国では、国税庁、金融庁、法務省、警察などが一致協力して解明に当たることになるでしょう。

パナマ文書問題は、グローバル経済の中で、各国政府の緊密な協力の必要性を強く認識させたといえましょう。

# 医療費に消費税が課税される？

Q

平成29年度税制改正において、医療費に消費税が課税されるようになるかと聞いています。本当でしょうか。その理由は？

品川 芳宣  
筑波大学名誉教授

## 消費税を課税することもひとつの解決法

A

与党の平成28年度税制改正大綱は、「医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、……平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。」と提言しています。この提言によれば、ご質問のように、平成29年度から医療費にも消費税が課税されることも、一つの選択肢であるとも考えられます。しかし、それが必ずしも実現するとは限りません。

消費税を課税していないのは、社会保険診療に係る医療費だけではなく、郵便切手類の譲渡等、学校教育等の授業料等、埋葬等の埋葬料等、公共性や公益性の強いものは非課税とされています。

しかし、他の非課税制度においては、その見直しを求める声はほとんどなく、医療費だけが医療団体側から見直しを求められてきました。その理由は、それぞれの非課税制度における仕入れ消費税額の転嫁方法の違いにあります。

例えば、郵便切手類については、平成26年に、消費税率が5%から8%に引き上げられた際、ハガキは50円から52円へ、切手は80円から82円へそれぞれ引き上げられました。この引上げ幅は、消費税率引上げの3%分にはほぼ相当するものです。

ところが、医療費については、平成

26年の時には、診療報酬に1・36%加算したこととされ、消費税率8%全体で2・89%の診療報酬加算が行われていることになっています。これは、診療報酬の約36%に相当するもので、簡易課税制度におけるサービスマスの仕入れ割合50%を相当下回るものです。しかも、診療報酬全体が政治的に決着されることもあって、この2・89%加算も不透明であるとの医療団体側の不満もあります。

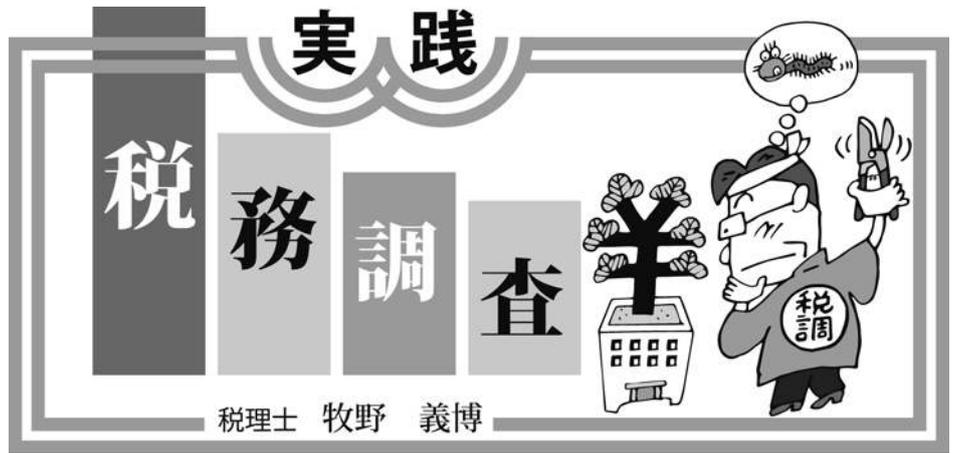
そのため、日本医師会を始めとする医療団体は、このような非課税制度の見直しを求めてきましたが、政府・与党も、それに応えるため、平成25年度税制改正大綱以降毎年、その大綱において、改善するための検討を約束し、平成29年度税制改正で結論を得る旨提言したわけです。

このような非課税制度の改善案につ

いては、簡単な方法では、通常の課税制度に戻せばよいわけですが、それでは、消費税に抵抗のある多くの国民の理解が得られないものと考えられ、政治判断においても躊躇（ちゆうちゆう）されることと思われる。

そこで軽減税率、零税率または免税による課税制度への移行、非課税制度の下での仕入れ消費税額の還付制度の採用など、いろいろな方法が考えられてきました。しかし、いずれの方法についても、前述の2・89%相当分の診療報酬引下げ（引き剥がし）問題が生じること等もあって、医療団体別に、あるいは病院・診療所別に利害が異なるため、医療団体全体で一本化した改善策を提起できない状況にありました。そこで最近、日本医師会は、各団体の要望の最大公約的な案として、現行の非課税制度（2・89%診療報酬加算を含む）を前提にして、仕入れ消費税額が診療報酬の、2・89%を上回った部分について、還付申告ができる方法を提案しているようです。

これによれば、消費税について患者の直接的負担はなく、また設備投資等によって多額な損税を被っている病院等の医療機関を救済できますし、小規模な診療所等は今までどおり経理処理をすることもできます。ただ、この案が実現できるかどうかは、今後の政治折衝によります。



# 国外勤務役員給与に対する源泉所得税

**担当者** はい。

**調査官** 常務取締役はどのくらいの頻度で日本に帰国しますか。また、帰国する場合、どのような業務を行っていますか。

**担当者** 3か月に1回程度帰国し、経営会議や取締役会等に出席しています。

**調査官** 常務取締役は2年以上居留ビザで香港に滞在していますが、ご家族はどうしていますか。

**担当者** 単身で行っていただいているので、妻子は日本に残っています。

**調査官** 給与はどのように支給していますか。

**担当者** 日本にいる妻に30万円を当社で支給し、常務取締役に90万円を香港に送金しています。

**調査官** 源泉徴収はどのようにされていますか。

**担当者** 1年以上の勤務があらかじめ決まっている場合には、出国の時から非居住者であると聞いております。

**調査官** 非居住者は国内源泉所得のみが課税されることなので、香港での勤務に基づく給与は国外所得となりますから、源泉所得税の課税の対象としておりません。

**調査官** 原則はそれとおりなのですが、

内国法人の役員については、非居住者であつても経営権限等を持つていることから、国内で行う勤務とみなされま

す。ただし、常務取締役が内国法人の使用人として常時香港に勤務していることが明確であれば、原則どおり非課税となります。

**担当者** 給与の支払が海外で行われていても、国内源泉課税と同様の処理をしなければならぬということですか。

**調査官** そのとおりです。具体的なにはどうなるのですか。

**調査官** 留守宅手当も含めて支給額の20・42%の源泉徴収を行うこととなります。

**担当者** わかりました。

**調査官** とところで、もう一人の取締役がシンガポールに単身赴任されていますが、この方も源泉徴収がされていませんね。

**担当者** 現地駐在員として、シンガポールに単身で赴任しています。

**調査官** 常務取締役と同様の形態ですか。

**担当者** いいえ。ほとんど帰国をせず、現地で仕事をしており

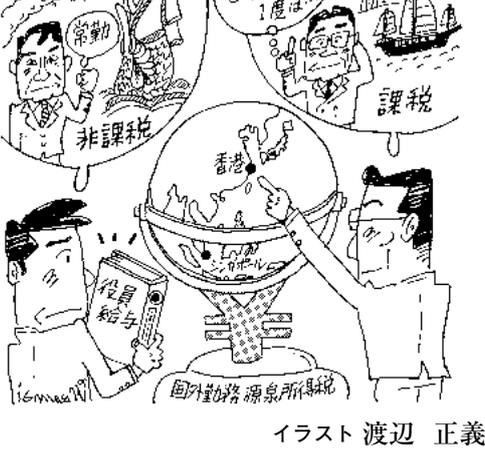


イラスト 渡辺 正義



## 「虫歯菌」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

入念な歯磨きが唯一の防御策

### 虫歯とは、細菌による感染症であることの認識を

お菓子を沢山欲しがると子供に、私たちは「甘い物を食べると虫歯になるよ」と待ったをかけます。よく見かける光景ですが、これは本当でしょうか？ 答えは、2割ほど正しく、8割ほど間違い、となります。

長年の研究で、虫歯をつくる真犯人は、口の中に常在し俗に「虫歯菌」と呼ばれる細菌だと分かってきました。そして、この細菌はお菓子が大好きです。甘い物を与え、口の中をきれいにしないと、虫歯は増えます。それが2割ほど正解の意味です。少し詳しい説明をします。虫歯菌の代表のミュータンス菌は、歯の表面や隙間などに食べ物のカスや糖類があると粘着性の歯垢（プラーク）をつくり、さらに発酵させて強い酸を出し、歯のエナメル質や象牙質を溶かしていきます。これが虫歯の原因で、この過程を専門語では齲蝕と言います。虫歯菌には、進行を早め

るラクトバチラス菌もあります。

身近な感染症なので成人の誰しもが虫歯菌を保有していますが、生まれたばかりの赤ちゃんにはいません。以前は離乳食の子供に母親が食べ物を噛み砕いて食べさせていたので、唾液を通して虫歯菌が早く、多く感染していました。この細菌は一度入ると、ずっと棲みつきます。

同じように、赤ちゃん可愛さの余り行う家族などの口付けでもうつります。成長して男女のキスでも同様ですが、双方とも既に保有しているので、虫歯菌交換の儀式、だという冷めた見方もできます。要は、自前の歯である限り、虫歯との闘いは生涯続く、ということでしょう。

### 口の中の細菌は何と1兆個も!!

さて、人間の口の中にはどれくらいの細菌がいるのでしょうか？ 先にお断りしておきますが、ビックリポイントで下さい。まず種類ですが、少なくとも3百種類、多く見積

もれば7百種類に達すると推定されています。近代科学をもってしても絞り込めないほど多いのです。

次に数となると、大きく3つに分けられます。まず毎日、歯をよく磨く人で1千から2千億個、余り磨かない人は4千から6千億個、ほとんど磨かない人は何と1兆個、という数字がはじき出されています。

ただ虫歯菌や、中年以降に要注意の歯周病菌のように、全てが悪さをする細菌ばかりではありません。無害のものもあれば、逆にプラス作用をもたらす細菌も多くあります。悪い細菌の代表としては化膿を起す黄色ブドウ球菌、炎症の原因となるカンジダ菌などが挙げられます。

このほか免疫力が落ちる年齢になると、糖尿病、肺炎、心筋梗塞などの発症や進行に絡む細菌もあります。虫歯菌や歯周病菌も他の病気を長引かせる可能性が強いと見なし、歯科医と連携して、入院患者に対し歯の治療やクリーニングをする病院も増えてきました。

この虫歯菌は私たちの就寝時に、爆発的というのはオーバーにしても急激に増えていきます。それは起きている時間帯は、自浄作用のある唾液が分泌して口の中をきれいにしてくれるのですが、眠りに入ると唾液の量は激減してしまふからです。

口の中に食べ物のカスや糖分を残さないようにするには、歯磨きしかありません。その意味では食後3回が望ましいのですが、仕事や学業があると容易ではないはず。虫歯予防とは、虫歯菌の「棲み家」とも言えるプラークをつくらないことに尽きます。そこで、せめてこれだけはと、寝る前に少し時間をかけた入念な歯磨きが推奨されています。

磨き方で注意すべきは、まず磨き残しをしないこと。そしてゴシゴシ磨きをする、歯の表面や歯肉まで傷つけます。歯間ブラシで歯の隙間もきれいにしましょう。

虫歯にもできやすい体質、できにくい体質があるようですが、専門家はフッ素の入った歯磨き剤を強く勧めています。ミュータンス菌にとつて、フッ素は天敵だそうです。



## “高金利金融商品”に、ご用心！

低金利なので、資産が殖えないとお嘆きの方も多いことでしょう。そんな中、驚くほど高い金利の金融商品が出てきています。

たとえば、某銀行の円定期預金3ヶ月ものは、投資信託とセットで申し込むと金利が2%。しかも、セットする投資信託は、全体の2割でいいのです。つまり、500万円あったら、400万円を定期預金に預け、投資信託は100万円だけということ。

ただ、2%もの高い金利をつけるということは、それ以上に銀行が儲かるということです。では、どこで銀行は儲けるのでしょうか。

まず、2%の金利が付く定期預金ですが、400万円を2%つくなら税引き前で8万円の利息かなと思います。けれど、これは3ヶ月定期なので、3ヶ月だけ2%の金利ということになり1/4の2万円になります。税引き後だと約1万5930円。そして、3ヶ月経つと普通のほとんどゼロに近い金利になりますからあまり増えません。

いっぽうセットになっている投資信託のほうはどうでしょうか。まず、購入の際に税引き前で最大3.78%の購入時手数料と、信託報酬として最大年率2.727%を支払わなくてはなりません。また、解約する時も、1%前後の手数料がかかります。ということは、100万円を預けるとまず最大で3万7800円の手数料が引かれ、預けている間は最大2万7270円の手数料を引かれ、解約する時も1万円前後の手数料を引かれるということ。

これだけの手数料を引かれたら、よほど運用で大きく増えない限り、定期預金で最初に約1万5930円の利息を払ってもらっても足りません。仮に運用がマイナスになったら、目も当てられない状況になります。

けれど、運用で損をするのは投資した人だけ。銀行は、投資信託が上がるか下がるかが、手数料で確実に儲かります。しかも、投資信託の場合、いったん買うとなかなか売らない人が多い。特に、損すれば損するほど損を取り戻したくなるので売れません。その間、ずっと銀行には手数料が入ります。

投資信託だけでなく、外貨預金などとセットになった商品もありますが、すべて、銀行が損をしない仕組みになっています。

### 投資よりも貯金を有効活用する方法もあります

預金が増えないので、甘い話に釣られやすくなっていますが、仕組みが良くわからないものに手を出さなくても、いまある貯金を上手に運用すれば実質的に高い金利を得るのと同じ効果になります。

たとえば、借金の返済。低金利ではありますが、お金を借りるとなればまだまだ金利は高い。都市銀行のカードローンやフリーローンは、金利が安くなったといっても4~7%。カードローンなどでは、15%近い利息が取られるケースもあります。

だとしたら、まずはこうした高い金利のお金を返してしましましょう。住宅ローンの繰り上げ返済なども、効果は大きいです。

ローンが無い人は、いまある貯金でまとめ払いをする。生命保険の保険料は、1年分をまとめて払うと月々払うよりも2~5%程度安くなります（会社、商品によっても異なります）。たとえば、この割引が4%だったとすると、月々2万円の保険料を払っている人なら支払額は年間で9600円安くなり、23万400円となります。最初に貯金を取り崩して23万400円を一括で支払い、次の月からは今まで通り、月々の支払い額を払ったと思って積み立てていきましょう。そうすると1年後に、そこから年払いで保険料を払っても、9600円残ります。

生命保険だけでなく、通勤、通学の定期券などのもっと有利です。まとまったお金がないから1ヶ月定期を買っているという人は、貯金を下ろして6ヶ月定期を買えば、1ヶ月分くらいは安くなります。

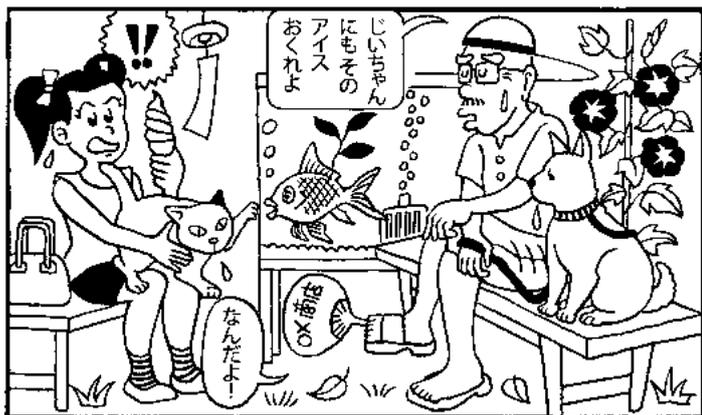
火災保険も、1年ごとに支払うよりも10年分をまとめて支払ったほうが保険料は18%ほど安い。地震保険も、最長5年までならまとめ払いができ、5年分をまとめて払うと4.45年分で済むのです。

さらに、国民年金の保険料やNHKの受信料など、まとめて払うと割引になるものはいろいろとあります。

まず、最初に貯金を使って一括払いし、これまで毎月払っていた分を、払ったつもりで貯金していけば、そこからまたまとめ払いができます。こうした専用口座を作っておくと、そこにどんどんお金が残りますよ！

# 難解の世代

37 柴 昭一



## 間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな? 答えは19ページの下にあります。



▼ツカサ工業加藤社長の、日々途絶えることのない、物づくりに対する開発意欲と鍛錬が信条の活動を尊敬し、お話にとっても感謝しました。私もこれから日々取り入れて毎日を生産に着眼、意識改革していこうと思いました。  
(北海道 奥山義三)

▼「健康バンザイ」はいつもタメになる情報をありがとうございます。今回の二人の偉大先達、貝原益軒と日野原医師の実践訓練、見事という他ありません。私の回りを見ても長生き(父91歳・母88歳)は「徳」のようです。腹8分、これがなかなか、いや、相当難しいですね! 食べることが人間の基本。やはり独り身では栄養のバランスが偏ってしまいます。先生、どうしたら胃を丈夫にすることが出来るのでしょうか。他にイイ方法があったら教えてください。  
(新潟県 安木沢修二)

▼初めて「ほうじん」を手に取りました。「特集」の内容が特に興味深く、身近な食品8%の軽減税率は嬉しい制度だと思いましたが、経理担当者という立場からすると業務の複雑化、煩雑化が避けられないという不安も、非常に悩ましい。今後ためになる情報を期待しています。(埼玉県 杉本久美子)

- 1 エール
- 2 私の経営哲学  
株式会社 岩鋳  
代表取締役社長 岩清水 晃  
チャレンジと革新、そして全ては現場から。
- 5 ストレスチェック制度 vol.2
- 6 特集「事業承継」  
親族以外の第三者による事業承継 志田 康雄
- 8 全法連ひろば  
税制アンケートを実施
- 11 法人会リレーニュース

- 14 情報分析の目
- 15 税論
- 16 税務相談Q&A
- 17 実践 税務調査
- 18 健康バンザイ
- 19 暮らし塾
- 20 ▶間違いさがし▶難解の世代▶読者から

▶ご意見・ご要望・ご感想は  
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6  
公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。  
掲載者に図書カード3千円を贈呈します。